

独立行政法人平和祈念事業特別基金の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

① 役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
理事長 ($\frac{11}{12}$ 人)	千円 15,824	千円 10,021	千円 4,298	千円 1,203 (特別調整手当) 303 (通勤手当)	1月1日1名	11月30日1名
理事 (1人)	千円 15,159	千円 9,600	千円 4,208	千円 1,152 (特別調整手当) 199 (通勤手当)		
監事 (人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) ($\frac{10}{12}$ 人)	千円 2,274	千円 2,274	千円	千円 ()	3月1日1名	12月31日1名

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:年度途中で就任又は退任した理事長及び監事については、1月を1/12人と換算して記載した。

注3:百円の位四捨五入につき、総額において一致しない場合がある。

② 役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
理事長	千円	年	月			該当者なし
理事	千円	年	月			該当者なし
監事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし
監事B (非常勤)	千円	年	月			該当者なし

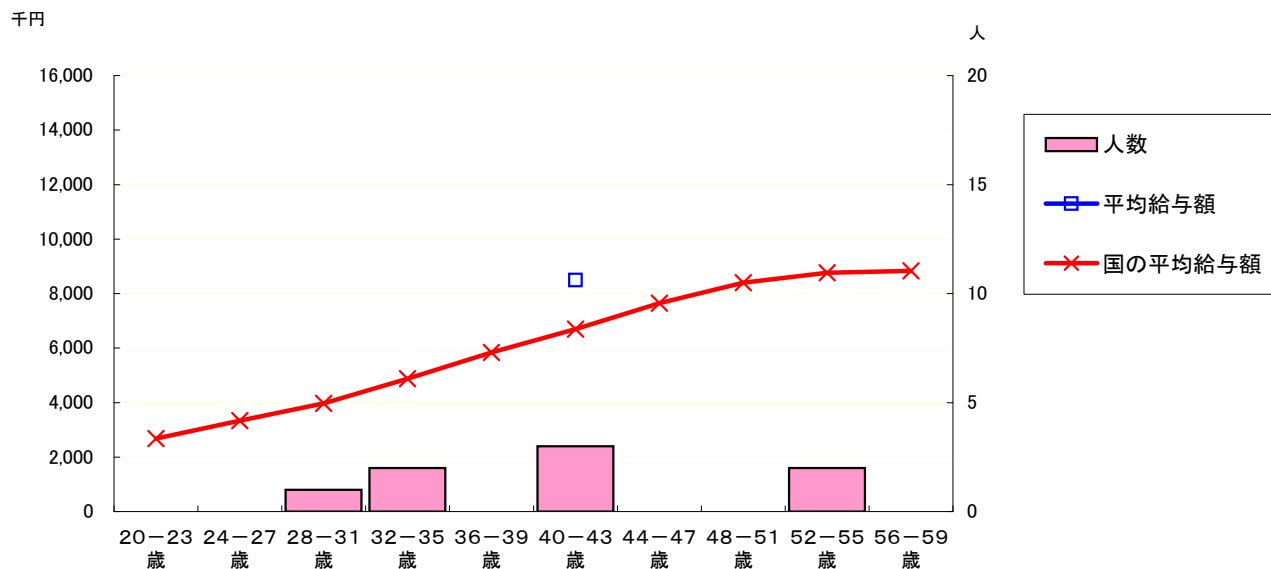
Ⅱ 職員給与について

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 9	歳 44.7	千円 8,427	千円 6,135	千円 200	千円 2,292
事務・技術	人 9	歳 44.7	千円 8,427	千円 6,135	千円 200	千円 2,292
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 10	歳 44.5	千円 3,333	千円 2,565	千円 166	千円 768
事務・技術	人 10	歳 44.5	千円 3,333	千円 2,565	千円 166	千円 768
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注:年齢28～31、32～35及び52～55歳の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	1	63.5	—	—	—
参事	2	54.5	—	—	—
副参事	3	43.5	—	8,498	—
上席主査	3	33.2	—	5,695	—

注:部長及び参事の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	11級	10級	9級	8級	7級
標準的な職位		部長	部長	参事	参事	副参事
人員 (割合)	9 (11.1%)	1 (11.1%)	—	—	2 (22.2%)	3 (33.3%)
年齢(最高 ～最低)		—	—	—	—	43 ～ 43
所定内給与年額(最高～最低)		—	—	—	—	6,478 ～ 5,946
年間給与額(最高～最低)		—	—	—	—	8,836 ～ 8,162

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位	副参事	上席主査	上席主査	主査	主査	主査
人員 (割合)	人	人 1 (11.1%)	人 2 (22.2%)	人	人	人
年齢(最高 ～最低)	歳	歳	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高～ 最低)	千円	千円	千円	千円	千円	千円

注:11級、8級、5級及び4級における該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 66.9	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 33.1	% 34.6
	最高～最低	% 42.2～32.9	% 38.4～30.0	% 40.2～31.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.4	% 69.1	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.6	% 30.9	% 32.2
	最高～最低	% 39.9～31.8	% 36.0～28.9	% 37.9～30.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

123.6

対他法人(事務・技術職員)

114.5

注:「対他法人」は、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 15年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 199,960	千円 101,527 (205,689)	千円 (%) △5,729 (△2.8)	千円 (%) △5,729 (△2.8)
人件費 ((A)+退職手当繰入+法定 福利厚生費)	千円 230,557	千円 117,877 (238,575)	千円 (%) △8,018 (△3.4)	千円 (%) △8,018 (△3.4)
最広義人件費	千円 325,012	千円 167,469 (338,425)	千円 (%) △13,413 (△4.0)	千円 (%) △13,413 (△4.0)

注:「前年度」欄中、下段の括弧は(認)平和祈念事業特別基金(H15.4.1～H15.9.30)の数値を加えた数値

IV 報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	有	-	無	通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で定められた支給単位期間(定期券の場合は、発行されている最長通用期間に相当する期間)についての運賃等相当額とすることなど改定を実施。
役員(常勤)	有	-	無	同上
役員(非常勤)	無	-	無	無
職員	有	-	無	法人の長と同様

2 役員報酬

① 平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、理事長が、総務省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、増減することができる制度となっているが、平成16年度においては上記増減は実施しなかった。

② 役員報酬水準の改定内容

法人の長 { 人事院勧告の趣旨に基づき、報酬水準の改定は実施しなかった。}
 理事 { 同上 }
 監事(非常勤) { 同上 }

3 職員給与

① 人件費管理の基本方針

中期計画期間中において、中期計画に基づく人件費の適正な管理を行うとともに、業務の効率化・外部委託の推進等により人員の削減を実施する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条を基本とし、従来どおり人事院勧告に準拠して決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程に基づき、1か年良好な成績で勤務した者を昇給させる。また、職員の勤務成績に応じて支給する勤勉手当については、その趣旨に則り、職員の勤務成績がより一層的確に反映されるように運用する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当(査定分)	勤勉手当の算定に当たっては、理事長が勤務成績に応じて個別にそのつど定める成績率を乗ずることとしている。
俸給	1か年良好な成績で勤務した者を昇給させる。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第141号)による通勤手当に関する改正の施行にあわせ、通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で定められた支給単位期間(定期券の場合は、発行されている最長通用期間に相当する期間)についての運賃等相当額とすることなど改定を実施した。

V 法人が必要と認める事項

独立行政法人平和祈念事業特別基金は、事務局が東京都特別区のみに所在していることからラスパイレ指数が高くなっていると考えられる。(地域別(東京都特別区に所在する国の機関)で比較した場合の対国ラスパイレ指数は110.5である。)

また、当基金の職務内容は、戦後処理問題の解決を目的とした慰藉事業の推進という高度な歴史的専門性及び経験を要するものであり、一般事務に比べ困難性が非常に高いこともあって、事業の確実かつ着実な実施のために、十分に当該知識を有し、かつ経験等が豊かな職員を配置しているため、ラスパイレ指数が高くなっていると考えられる。